

「特定非営利活動法人制度の見直しについて」(最終報告)の概要

県民生活課まとめ

平成17年10月から、国民生活審議会NPO法人制度検討委員会等において、NPO法人制度の見直しについて検討が行われ、平成18年9月の「中間報告」の公表及びパブリックコメントの実施を経て、平成19年6月28日に「最終報告」が公表された。

1 制度見直しの背景

平成10年の特定非営利活動促進法の施行以来、NPO法人は着実に増加しており、様々な分野における公共サービスの新たな担い手として、役割は一層高まっている。

一方、NPO法人の業務運営や情報公開の促進などの課題や、制度を濫用した営利目的と見られる活動や詐欺等の違法行為を行うNPO法人が見られる等の問題も生じてきた。

また、公益法人制度改革における新たな非営利法人制度の体系の中で、NPO法人制度のあり方も課題となってきた。

2 制度見直しの基本的な考え方

(1) 見直しの基本的視点

NPO法の目的、制定趣旨を再確認して、行政の関与をできるだけ抑制し、柔軟な法人運営を確保しつつ、社員総会や監事の機能等を通して、法人の自律性を高めるとともに、情報公開を促進することで健全な市民活動が促進される基盤を形成することが必要

(2) NPO法人制度と公益法人制度改革との関係

NPO法人制度は、新たな公益法人制度とは別の制度として整理され存置されることとなった。

(3) 制度の独自性を踏まえた名称のあり方

NPO法人の活動が市民参加を基本とした社会貢献活動であることを踏まえると、法の理念をわかりやすく表す法律の名称を追求していくことが適当

3 個別の視点

(1) 法人の業務運営のあり方

法人の業務運営においては、法人内部の組織管理に加え、広範な情報公開制度に基づき、市民が監視できるような社会に開かれた管理体制の構築が重要

定款で特定の理事に代表権を集中させることとした場合は、代表理事とそれ以外の理事との区別を登記できるようにすることで責任と権限を第三者に対して明確にできるようにすべき。

法人の業務運営においては、市民への情報公開は必要不可欠であり、インターネットの活用や開示内容の充実等、法人自身の積極的な取組が求められる。

所轄庁による情報公開は法人情報の公開における利便性向上のため、インターネットの幅広い活用が望ましく、書面による情報公開を前提とした規定の見直しを含め検討すべき。

所轄庁における情報公開においては、法人役員及び社員の氏名や住所等の個人情報の公開のあり方について、公開する相手と公開方法に応じて見直す必要がある。

会計処理の目安となる会計基準が行政と協力して民間主導で策定されることが適当。ただし、会計基準は強制力を持たず、あくまでも目安として取り扱われるべき。

(2) 法人の認証・監督のあり方

所轄庁の認証における裁量は極力排除し、法人設立後の監督は最終的な是正手段とするという考え方を引き続き維持するのが適当。

所轄庁は、法の運用の透明性を高め、恣意的判断をできる限り抑制する趣旨から、法運用の方針を自主的に策定し公開することが適当。

役員定数の変更などの定款変更については、できる限り所轄庁への届け出だけで変更できるよう簡素化を行うことが適当。

申請書類の軽微な記載ミスや婚姻等による役員の氏名・住所の変更は縦覧・審査期間中に修正できるように検討すべき。

解散の清算に係る公告は現行は3回以上行うこととされているが、回数必要性等について検討を行うことが適当。また、公告方法も官報だけではなく、日刊新聞紙や電子公告等も可能とすべき。

所轄庁は、法令等に違反するおそれがある法人に対し講じた監督措置(改善命令、認証取消等)は、幅広く公表することが適当。

現行、3年以上事業報告書が未提出の休眠法人は認証の取消が可能だが、2年以上未提出の場合は取消が可能となるよう、認証取消までの期間短縮を検討すべき。

設立認証後一定期間に設立の登記が行われない場合に、認証の効力を失わせる規定を整備すべき。

(3) 制度発展のための環境整備

NPO法人制度が市民の自由な社会貢献活動を促進するという本来の目的を達成するためには、法律の規定整備や運用に加え、NPO法人が社会で活躍するための環境整備が求められる。

NPO法人の活動に関する豊富な情報が市民に正確に提供され、活動への参加や支援が促進され、人材や資金などの活動資源が確保されることが重要。

活動を広げていく過程で必要な人材・資金を戦略的に確保していく視点から、行政、企業、学校、福祉施設等の様々な主体とのつながりを深めていくことも必要。

市民活動に参加・支援したい市民とNPO法人を結びつける仕組みづくりが必要
NPO法人に対する中間支援組織や専門家等によるサポートの充実が必要

NPO法人の活動内容や財務状況等をわかりやすく正確に外部に提供するために、法人のデータベースを整備すべき。整備にあたっては多方面からの検討が必要。

行政は、自由な市民活動の発展のための環境整備を図る必要があるが、必要以上の関与等を行うべきでなく、制度の見直しや各施策分野の計画での市民活動の位置づけの明確化なども重要な役割である。

行政とNPO法人の協働にあたっては、双方の理解、協働意識の共有化、実施の際には対話・調整、また、過程の公開、事業評価等が必要。